

送迎バス運行時刻表（令和 8 年度実績）

田原本駅発				リハビリセンター発				備考	
8時	15	45		35			8時		
9時	10	30	50	00	20	40	9時		
10時	10	30	50	00	20	40	10時		
11時	10	35	55	00	25	45	11時		
12時	15	35		05	25		12時		
13時	35		55	25 45			13時		
14時	15	35		05	25		14時		
15時	20	40		10	30		15時		
16時	20	40		10	30		16時		
17時							17時		
18時							18時		

※全便送迎車両 1 にて運用。

送迎バス臨時運行時刻表（令和8年度実績）

田原本駅発				リハビリセンター発				備考	
8時	15	45		35			8時		
9時	10	30	50	00	20	40	9時		
10時	10	30	50	00	20	40	10時		
11時	10	35	55	00	25	45	11時		
12時	15	35		05	25		12時		
13時	35		55	25 45			13時		
14時	15	35		05	25		14時		
15時	20	40		10	30		15時		
16時	20	40		10	30		16時		
17時				20 45			17時		
18時				10			18時		

※全便送迎車両 1 にて運行。

(資料 A-3)

社会福祉法人奈良県社会福祉事業団 奈良県障害者総合支援センター
わかくさ愛育園放課後等デイサービス事業を利用する児童の送迎業務について

社会福祉法人奈良県社会福祉事業団 奈良県障害者総合支援センター わかくさ愛育園
放課後等デイサービス事業（以下「わかくさ」という。）を利用する児童の送迎業務につ
いては、下記のとおりとする。

1 運行時間

- (1) 資料 A に示す時刻表において、16時50分に奈良県総合リハビリテーションセ
ンター（以下「センター」という。）に帰着後、わかくさを利用する児童（以下
「利用児童」という。）をわかくさが管理する送迎車両2（資料 C）により、自宅
までの送迎を行う。
- (2) 送迎時には、わかくさの職員（保育士もしくは看護師）1名が必ず同乗するものと
する。
- (3) わかくさが通知する春・夏・冬期休業期間中は資料 A-2 の運行時間とする。
- (4) 春・夏・冬期休業期間については、事前にわかくさから受託者に通知する。

2 運行場所

- (1) 送迎する利用児童については、センターから片道おおむね30分以内に居住する児
童とし、センターを17時に出発して18時30分までにセンターに帰着可能な者
の中から総合的に勘案し、わかくさが事前に決定する。
- (2) わかくさは、送迎を予定している利用児童の氏名、年齢、性別、住所、障害特性、
自宅までの送迎ルート、その他送迎に必要な情報について、あらかじめ運転乗務員
に連絡するものとする。
- (3) 児童の利用状況により、予定していた利用児童以外の児童の送迎を行う場合、わか
くさはできるだけ速やかに、事前に運転乗務員に前項の項目を伝え、運転乗務員の
了承を得るものとする。
- (4) 送迎当日の道路状況等により、運転乗務員と同乗するわかくさの職員の判断によ
り、送迎ルートを変更することも可能とする。

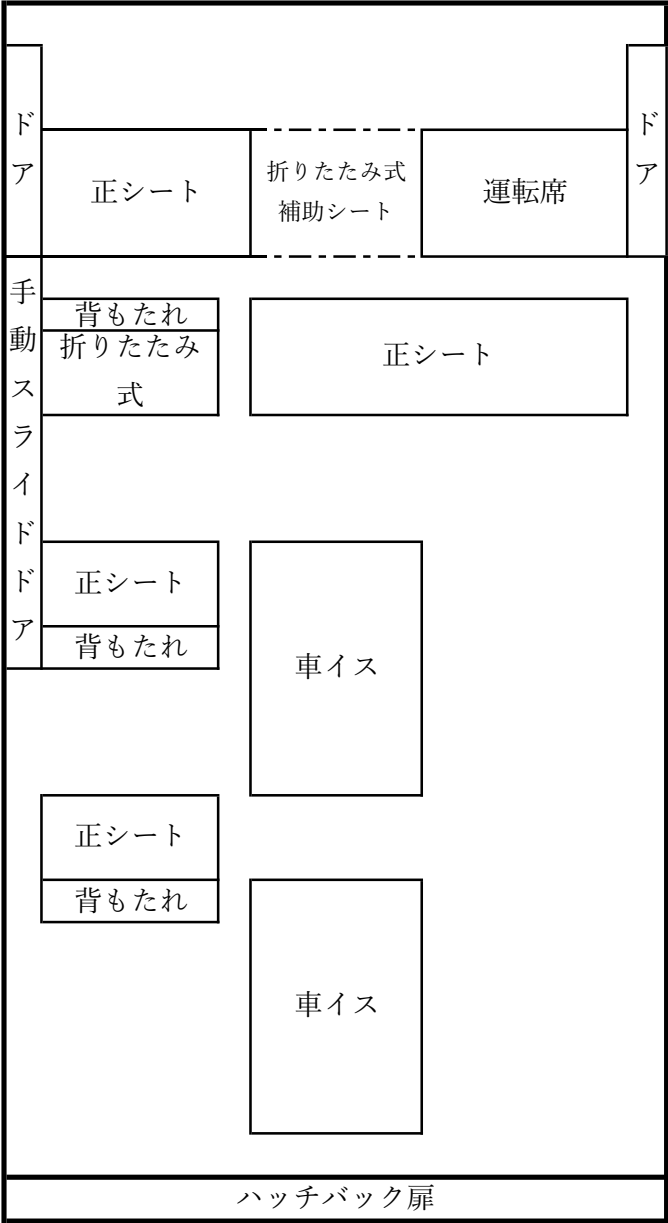
3 その他

その他、わかくさの運行に関する規定は送迎車両運行管理業務委託仕様書に従う。

送迎車両 1 仕様図

(資料 B)

車両：日産 キャラバン
登録：令和 3 年 3 月
燃料：レギュラーガソリン
変速機：電子制御 4 速オートマチック
リフター：室内格納式昇降リフター
定員：9 名（内 車イス 2 名）
車両寸法：全長4990mm×全幅1690mm×全高2280mm



送迎車両 2 仕様図

(資料 C)

車両：日産 キャラバン

登録：令和4年 3 月

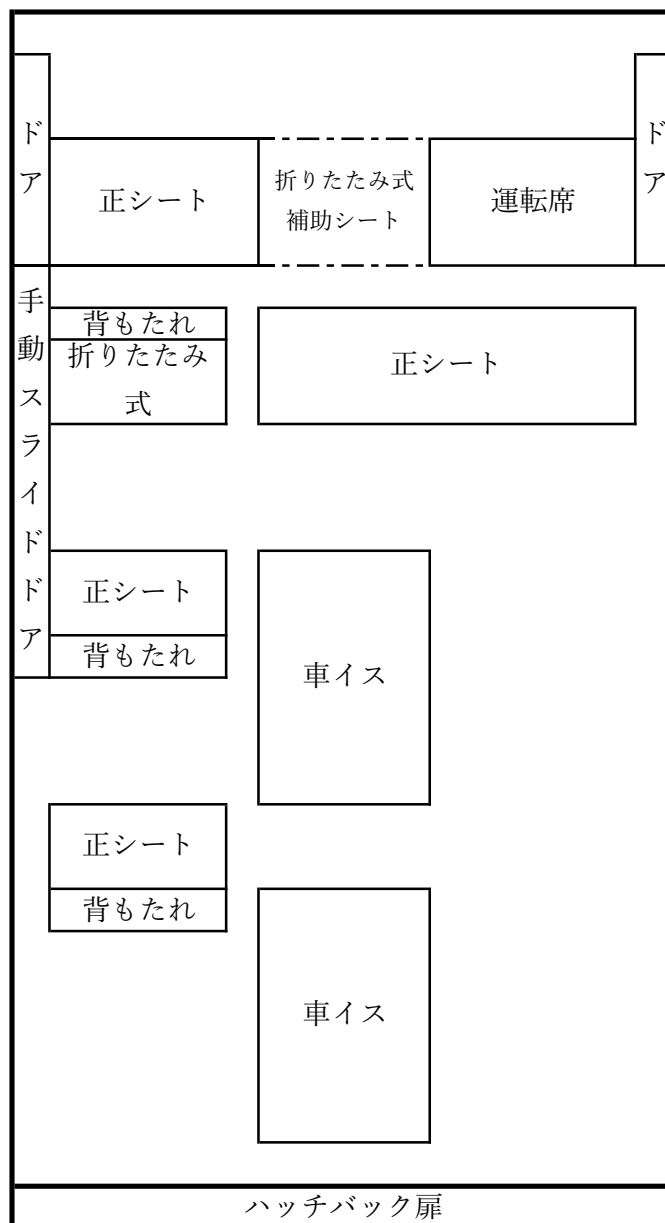
燃料：レギュラーガソリン

変速機：電子制御 4 速オートマチック

リフター：室内格納式昇降リフター

定員：9 名（内 車イス 2 名）

車両寸法：全長4990mm×全幅1690mm×全高2280mm



送迎車両運行管理業務に係る遵守事項

- 1 疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を受託者に申し出ること。
- 2 運行年月日、乗降場所、運行時間（出発地での待機開始時刻及び主な経由地における発車・到着の時刻を含む）等の確認を怠らないこと。
- 3 火薬類、揮発油、その他引火性液体など安全な車両運行に支障のあるものを持ち込まないこと。
- 4 車両内で喫煙をしないこと。
- 5 運行車両については、車内の整理整頓、適切な清掃が実施され、運行車両の清潔が保たれていなければならないこと。
- 6 車両の運行中に当該車両の重大な故障を発見し、又は災害等で重大な事故が発生するおそれがあると認めたときは、直ちに運行を中止すること。
- 7 安全な運行に支障がある箇所を通過しないこと。
- 8 乗降口の扉を閉じ、利用者の安全を確認した後でなければ発車してはならないこと。
- 9 乗降口の扉は、停車前に開かないこと。
- 10 車いすの利用者がいる場合は、エンジンを停止し、後方の安全を確認した上でリフト操作・車いすの固定及び解除を行うこと。
- 11 車両の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに利用者等を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとること。
- 12 5分以上の遅延が予想される場合や車両不具合等による運行不能時は、奈良県総合リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）総務課へ連絡を行うこと。

（※連絡に要する運転業務員の携帯電話等の通信費実費は受託者が負担すること。）

- 13 送迎車両の運行最終便が奈良県総合リハビリテーションセンターに帰着した際は、利用者が車内に残っていないことを必ず確認すること。その際、車内の座席下や最後部までくまなく確認し、利用者の残留がないことを確認すること。
- 14 乗務についての所要の記録を行うこと。
- 15 安全操作に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。
- 16 利用者等に対して公平かつ懇切な対応を行うこと。
- 17 利用者等に対して走行中職務上不必要な事柄について話をしないこと。
- 18 職務上知り得た情報を他者に漏らさないこと。（契約解除後も同様とする）
- 19 利用者等の障害に配慮した慎重かつ適切な運転を行うこと。
- 20 感染症対策としてマスクの着用と定期的な車内の除菌（清拭作業）を行うこと。
- 21 その他センターの指示に従うこと。

(資料 E)

災害、異常気象等に伴う送迎バス運行についての取り扱い

送迎バスは、災害、異常気象時において、「奈良県総合リハビリテーションセンター」及び「奈良県障害者総合支援センター」が休業しない限りは、原則として運行する。

1. 運休となる場合

- 1 奈良交通路線バスの葛城営業所（十津川営業所除く）、西大和営業所または榛原営業所が運休した場合
- 2 送迎バスの運行経路上の道路、橋梁その他の構造物が、災害等により通行不能となった場合
- 3 送迎バスに故障その他の不具合が生じ、安全な運行に支障がある場合（代替車両の手配が完了するまでの間）

2. 運休の判断について

運休の判断は、次のいずれかにより行う。

- 1 受託者が奈良交通ホームページ等で運行状況を確認し、葛城営業所（十津川営業所を除く）、西大和営業所または榛原営業所の路線バスが運休していることを確認した場合は、速やかに委託者へ連絡する。
- 2 公共機関から、道路、橋梁その他の構造物が災害等により通行不能である旨の連絡を受けた場合、又はその事実が判明した場合
- 3 受託者の運転業務員から、運行経路上の道路等が通行不能である旨の報告があった場合
- 4 受託者の運転業務員から、送迎バスの故障等により安全運行が困難である旨の報告があった場合

3. 運休時の手続

- 1 委託者は、受託者から運休に関する連絡を受けた後、協議のうえ運行の可否を決定し、受託者の運行管理部署へ運休を連絡する。

- 2 当日の始発便から運休する場合は、午前 6 時 30 分までに受託者の運行管理部署へ連絡するものとする
- 3 受託者の運行管理部署は、必要に応じて委託者の総務課に対し、運休に関する助言を行うことができる。
- 4 受託者は、運転業務員へ運休を指示する。
- 5 委託者は、関係者への連絡が完了した後、院内放送その他の方法により利用者へ運休を周知する。
- 6 受託者は、各停留所に運休を知らせる掲示を行う。

4. 送迎バスの運行再開

次のいずれかに該当する場合は、送迎バスの運行を再開することができる。

- 1 葛城営業所（十津川営業所を除く）、西大和営業所及び榛原営業所の奈良交通路線バスの運行が再開され、かつ運行経路上の道路、橋梁その他の構造物の安全が確認された場合
(なお、安全確認については、センター職員が実際に運行経路を走行し確認を行うものとする。)
- 2 送迎バスの修理等が完了し、安全な運行が可能となった場合

5. その他

- 1 運行中であっても、運転業務員が安全な運行が困難であると判断した場合は、最寄りの停留所等の安全な場所で待機し、風雨等がおさまり、安全が確認できるまで運行を中止するものとする。
- 2 降雪時の運行については、その都度、委託者及び受託者が協議のうえ判断するものとする。
- 3 本基準に定めのない事項については、委託者及び受託者が協議のうえ決定するものとする

上記以外で記載のない事項は、別途協議の上、判断することとする。